最近の米国の輸出管理と経済安保関連の規制動向

-2024年4月以降の動向

2024.10.24 CISTEC 事務局

■米国の対中規制強化の動きは、政府、議会を問わず、議会も与野党を問わず超党派で進められている。大統領選の行方にもよるが、基本的な趨勢には変化はないのではないかと思われる。

本年9月に行われた米国政府高官とビジネス代表団との間で毎年行われる意見交換会でのメモについて、SMPC(サウスチャイナ・モーニングポスト)が報じたところによると、更なる規制強化は次の4つの分野に焦点を当てる予定であることが示唆されたという(SCMP 24.10.22 付)。

- (1)軍事エンドユーザー規制
- (2) クラウドコンピューティング
- (3)情報通信技術
- (4)バイオセキュリティ法案
- これらの各動向については、本資料の各項目で説明している。
- ■これまでの米国の対中規制動向については、以下のサイトの各資料を参照していただきたい。

「 I 米中の諸規制動向の概観 (時系列による)」

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/uschina/index.html

【本資料の構成】

- ○新たな規制パターンの導入
- ○半導体関連規制動向
- ○AI 関連規制の動向
- ○対中投資規制動向
- ○ロシア制裁関連取引に係る金融面での規制の一層の強化
- ○ロシア、北朝鮮、イランの迂回調達ネットワークに対する対抗措置
- ○米国議会での中国対抗等の法案審議動向

新たな規制パターンの導入

- ■Entity List に新たに「住所のみ掲載」パターンを追加 ―シェルカンパニーによる迂回 転用リスクに対応(24.6.12)
- ○従来、輸出許可申請を要し原則禁輸となる Entity List 掲載者は、米国の国家安全保障又は外交政策に反する又は反する重大なリスクがある者(企業・団体・個人)と規定。
- ○本年 6 月 12 日に、EAR の Entity List 掲載根拠規定が改正され、上記に加え、下記の旨の規定が新設された。
 - ① 迂回転用のリスクが高い住所を、関連する企業・団体・個人の名称を特定することなく、Entity List に掲載することが出来ること。
 - ② その住所掲載の場合、その住所を使用する全ての企業・団体・個人に対し、Entity List に記載の許可要件等が適用されることになること。
- ○背景として、以下を指摘。
- ・シェル・カンパニー(事業活動の実態のないペーパーカンパニー)は、非現金資産、従業員、 固定した住所、ビジネス上の評判等を欠いているため、制裁や輸出管理を逃れるために容 易に解散し、改編することができる一方(住所は変わらず)、
- ・企業書類に記載可能な住所、貨物を受け取ることができる郵便受け、一時的なオフィススペース、貿易活動に従事するのに必要な会計やその他のサービスなど、(特定の住所近辺の)サービス・プロバイダーに依存している。
- ○同日付で、中国(すべて香港)の8住所を、これらの住所の相当数の企業・団体がロシア への重要な機微貨物の積替に関連しているとして、Entity List に掲載した。

<掲載事例>

- · Unit 04, 7/F Bright Way Tower, No. 33 Mong Kok Road, Kowloon, Hong Kong.
- · Room 19C Lockhart Centre 301-307, Lockhart Rd. Wan Chai, Hong Kong.
- ○その後も、8月27日付けで香港の3住所が同様の理由でEntity List に追加掲載された。
- ■軍事エンドユース・ユーザー規制の拡大強化、軍事支援エンドユーザー規制、人権関連エンドユーザー規制の新設についてのパブコメ開始(24.7.29~)
- ○従来は、軍事エンドユース・エンドユーザー規制と、軍事諜報エンドユース・エンドユーザー規制の2類型。
- ○これらの拡大強化、新たな類型の新設を行うもの(パブコメ期間は 10 月中旬まで延長)。
 - ① 軍事エンドユース規制の拡大強化
 - ・仕向国が、中露等7カ国 ⇒中露等23カ国に(武器禁輸国全体)
 - ・品目を、仕向地を問わず、すべて EAR 対象品目(EAR99:リスト規制外を含む)に

- ② 軍事エンドユーザー規制の拡大強化
 - ・仕向地は現行通り「全地域 |
 - ・品目は、仕向地を問わず、すべて EAR 対象品目(EAR99:リスト規制外を含む)に
- ③ 軍事支援エンドユーザー規制の新設
 - ・武器禁輸国(23 カ国)の軍事エンドユースを支援している又は機能を果たしている企業・団体・個人/全地域向け/EAR対象のリスト規制品目
- ④ 諜報エンドユーザー規制の新設
 - ・外国政府の諜報・監視・偵察組織又はこれらの機能を果たす企業・団体・個人
 - ・全地域向け/EAR 対象品目(EAR99 を含む)
- ⑤ 外国セキュリティエンドユーザー規制の新設
 - ・逮捕・拘留・監視・捜索等の権限を持つ政府機関その他の団体(「外国セキュリティエンドユーザー」)又はその機能を遂行するその他機関
 - ・仕向国は、イラン、北朝鮮、シリア、キューバ、武器禁輸国(23カ国)
 - ・品目は、EAR 対象のリスト規制品目
- ※ 各類型の要件を満たす場合には、民生用途の場合でも要許可。
- ※ 各エンドユーザー規制には、それぞれ一定の Entity List 掲載者も含まれる(「脚注〇付 Entity List」:直接製品規制の適用対象者その他)

○留意点

- ① いずれの類型の規制も、再輸出規制(デミニミス規制、直接製品規制)の対象になるので、日本からの輸出についても、対象となるかどうかの見極めが必要に。
- ② 「軍事支援エンドユーザー規制」は、中国の軍民融合の推進の下では、対象が拡がる可能性がある一方、見極めが難しい。

従来の「軍事エンドユーザー」概念にも含まれていたが、このタイミングで特掲したことはそれなりの意味がある可能性があり(特に半導体や新興技術関連)、適用事例を注視する必要がある。

③ 「外国セキュリティエンドユーザー規制」は、特定の場合の人権関連エンドユーザー 規制の役割を果たす。

■米国と同様のリスト規制実施済同志国向け取引の許可例外 IEC 新設

- ○本 2024 年 9 月 6 日付で、米商務省は、新興技術関連の新リスト規制を施行した。
 - · 先端半導体製造関連
 - ・全周ゲート電界効果トランジスタ(GAAFET)関連
 - ・量子コンピュータ関連
 - ・3D プリント(積層造形)関連

・ガスタービンエンジン関連

これらは、日本でも本年9月に施行された貨物等省令で同様に規制されたものも少なくない(4月の産構審小委提言における「国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による管理」の一環と思われる)。

- ○その際、米国と同様のリスト規制実施済同志国向け取引について、「許可例外 IEC」を新設した。これは、米国同様の規制を行っている国向けには許可例外(原則許可不要)を適用するとのインセンティブを与え、同様の規制の早期実施を促す効果があると思われる。
- ○この許可例外 IEC の適用基準は各 ECCN 毎に仕向国がどこかで決まり、輸出国・再輸 出国がどこかは基準になっていない。

ただし、当該 ECCN 品目が当該輸出国・再輸出国に違法に(無許可輸出等)輸出・再輸出された場合、その国からの当該品目の再輸出は EAR 一般禁止事項 10 の違反になり、許可例外 IEC は適用出来ず、違法となる。

- ○9月17日時点での、同志国ごとの適用可能品目数は、以下の通り。
- ・英、伊、フィンランド向け:上記 24 ECCN の全て
- ・独向け:15 ECCN
- ・豪州向け:13 ECCN
- ・デンマーク向け:13 ECCN
- ・仏、加向け:12 ECCN
- ・スペイン向け:9ECCN
- ・日本向け:17 ECCN

※日本向けの場合、9月6日の施行当初は4ECCN だった。これは日本の9月8日のリスト規制品目拡大改正施行以前だったこと等によるもの。

■極端なデミニミスルールの同盟国に対する適用

後述

半導体関連規制動向

- ■オランダが日米の先端半導体製造装置の規制パラメータに準拠 —米国の再輸出規制の極端なデミニミスルール適用が背景
- ○半導体製造装置有力メーカーを有するオランダが、2023 年 6 月 30 日に先端半導体製造装置(一定の半導体露光装置等及び一定の半導体成膜装置)輸出新規制を公布し、2023 年 9 月 1 日から施行したが、さらに、2024 年 9 月 7 日に ArF 液浸露光装置(深紫外線 (DUV)露光装置の一種)の規制が拡大強化された。
- ○22 年 10 月の米国の先端半導体関連の規制導入後、日蘭は、ArF 液浸露光装置を始めと

する一定の半導体製造装置についてリスト規制対象とした(日本は 23 品目。米国では、中国企業が ArF 液浸露光装置を使って 7nm レベルの先端半導体が製造しているとして、危機感が高まり、米国では製造していないが、製造している日蘭に規制を促した)。

その時点では、それらの装置を米国は規制対象にしていなかったが(成膜装置関連のみ)、23年11月に日米蘭連携の観点から、米国も新たな半導体成膜装置、露光装置(ArF液浸装置)、熱処理装置、洗浄装置、エッチング装置、検査装置等のリスト規制品目も追加した。

○その際、日蘭が規制対象とした ArF 液浸露光装置については、規制パラメータに若干の 差があったが (日米は同じで、蘭が狭い)、米国政府はデミニミスルールの適用について 異例の措置を取り、蘭が対象外とした (日本では対象) パラメータの装置が米国再輸出規制の対象とされることになった。

即ち、先端 IC の開発又は製造に利用される再輸出の場合は、デミニミスルールの適用 はなく、米国原産リスト規制品目が(価額ベースで)わずかに組み込まれているだけで、 原則として、EAR 対象になるというものだった(直接製品規制とは別物)。これにより、 日米蘭共通の規制対象装置(6品目)のパラメータは事実上同じとなった。

- ○この異例の状態を是正すべく、蘭政府が本年9月の改正で規制パラメータを日米に合わせたもの。これよって、米国の再輸出規制の対象からは除外された。
 - ロイターは、「オランダ、ASML一部製品の対中輸出監督権を米から取り戻す」と報じた(ロイター2024.9.6))。
- ○米国の異例の強権的措置は健全なものとは言えず、直接製品規制の適用可能性と並び、この「デミニミスルール不適用」(一時、「ゼロデミニミス」等と呼称される場合もあったが、 商務省は最近はこのように呼称している)の発動は、同志国連携にとって緊張をもたらし 得る潜在的要因となる。

■米国による日蘭への半導体製造関連規制強化に関する諸報道

- ○日米蘭による先端半導体製造関連の輸出規制に関しては、今夏までは多くの報道がなされていたが、上記のオランダによる9月の措置により日米蘭で主要な先端半導体製造装置関連の規制内容の整合が取れた形になった。
- ○他方、本年春以降夏まで、米議会や産業界からの圧力もある中、米政府による日蘭等同盟 国に対する具体的な輸出規制の要請に関する報道が続いた。 報道では以下の点が取り上げられていた。
 - (1) 出荷済みの先端半導体製造装置の修理・保守の制限
 - ・本年3月末の時点で、エステベス次官は保守・整備を請け負わないよう同盟国に要請中 と発言した(日経新聞24.5.21付)。
 - ・昨 2023 年に規制対象となった深紫外線 (DUV) Arf 液侵装置は、蘭 ASML 等により規制施行前の駆け込み輸出を含め、多数中国に輸出されたことが念頭にあったと思われ

る。

・8 月末には、オランダは、直接製品規制適用を迫られたため、これを回避すべく、深紫外線装置の修理・保守(サービス及びスペアパーツ提供)の契約の 12 月末の失効後に 更新しない方針と報じられた(ブルームバーグ 24.8.29 付)。

(2) 中国の先端半導体製造工場向けの輸出規制

- ・6~7月末の報道では、米政府は、6つ前後の中国半導体製造工場向けの輸出規制を同盟国と協議しており、8月に公表見込みとされたいた。その中には、半導体受託製造最大手の中芯国際集成電路製造(SMIC)の工場も含まれているとのことだった(ロイター24.6.19 付、同7.31 付))。
- ○7月17日時点で、米政府は、日蘭等同盟国が同調しない場合、EAR再輸出規制の直接製品規制(FDPR)の同盟国への適用可能性を警告したとの報道がなされた(ブルームバーグ 24.7.17付)

他方、7月31日時点では、8月には、諸外国から中国半導体メーカーへの製造装置の輸出を阻止する直接製品規制に関する新規則を公表する計画だとし、日蘭韓など同盟国からの出荷は除外される一方、イスラエル、台湾、シンガポール、マレーシアなどは新規則の対象となると報じられた。

同報道では、先進半導体製造に係る取組みで中心的な役割を果たしている6つ前後の中国工場は、多くの国から輸入ができなくなるとされた(ロイター24.7.31 付)。

○現時点までは、これら報道に即した具体的動きには至ってはいない。

■下院中国特別委員会超党派幹部が日本に半導体製造装置の対中輸出規制強化求める書簡 を発出

○米下院中国特別委員会の共和・民主両党の幹部 2 人は、山田駐米日本大使に宛てた 10 月 15 日付の書簡で懸念を伝え、半導体製造装置の対中輸出規制の強化を求めた(ブルーム バーグ 24.10.18 付)。

日本が行動しない場合、米国は日本企業に直接製品規制の適用や、中国に輸出するメーカーが米国 Chips 法による資金に係る制限を行う用意がある等の警告を行っている。

- ○同報道記事にある書簡の概要は以下の通り。
 - ・日米蘭の半導体製造装置メーカーが現行規制によって打撃を受けているという指摘は 精査に耐えるものではない。直近の決算では「記録的売上高」「過去最高」等とされる。
 - ・中国は、日米蘭の製造装置を積極活用して世界最大の半導体製造産業基盤を築きつつあり、今後 10 年以内に 50~180nm の世界ファウンダリー生産能力の約 50%を支配する可能性がある。その能力の多くはファーウェイにより建設されており、同社は秘密のプロジェクトに関与している(注:同委員会の秘密プロジェクトに関する要求は後述)。
 - ・それら閾値のチップは、現代経済と軍の生命線であり、多国間で対処する努力をしなければ、中国に兵器システムと現代消費財に必要な生産能力に対する機能的拒否権を与

えることになる。

- ・中国の取組みに先んじるためには、多国間管理を迅速に更新・強化できるかにかかって おり、多国間管理の更新に1年以上かかるようであれば、その有効性は損なわれる。
- ・多国間での行動が最善とは考えるが、交渉が不調に終わった場合には、一方的に前進するために複数の手段を保持している。議会は、直接製品規制の拡大、中国に高度な半導体製造装置を出荷する企業や国への資金の制限、CHIPS 法の資金に課される制限の調整権限なども保持している。
- ・日本に対し、様々な先端半導体製造装置に携わる U.S.Persons に対して課されている管理措置に直ちに対応するよう強く求める。

■米国の規制強化を見込んだ中国の調達等の動向

- ○このような規制強化の見込みが報じられる中、中国が調達を急ぐ動きもまた報じられて いる。
- ○本年9月5日に日本半導体製造装置協会(SEAJ)が発表した世界の半導体製造装置の販売統計によると、前年同期比では、世界全体で1%増ではあるが、中国向けは約1.8倍の247億3000万ドルとなり、世界全体に占める割合は前年同期の25%から46%に上昇し、過去最大となったとのこと。中国向けは23年7~9月から急増し、その勢いが続いているという(日経新聞24.9.5付)。
- ○ブルームバーグによれば、米蘭日の主要な半導体製造装置企業からの中国購入は過去 1年間に急増し、この期間に中国はより低価格帯の装置を買い入れたという。オランダの対中輸出は過去最高を更新し、7月には史上 2 度目となる 20 億ドル超えとなり、また、ASML の 4-6 月(第 2 四半期)の中国向け売上高は同社全体の売上高のほぼ半分を占めたという(ブルームバーグ 24.8.23 付)。

ただ、ASML の CEO によれば、中国の需要が高まったのは新型コロナウイルスのパンデミック時の受注残が理由であり、来年には、中国の売り上げが全体に占める比率は約20%に縮小すると予想され、同社はこれがより正常な水準と考えているとのこと(ブルームバーグ24.10.22 付)。

○また、韓国でも、サムスン電子、SK ハイニックスの中国における今年上半期の売上高が 前年比でほぼ倍増したと報じられた。最近 3 年間、米中対立と半導体不況で中国での売 り上げが減少していたが、今年に入り増加に転じたという。

サムソン電子は、昨年上半期の 2 倍近くに増え (90%以上が半導体)、売上高全体に占める中国の割合も 20%から 30%へと大幅に拡大したという。AI 分野に必須のメモリーである高帯域幅メモリー (HBM) を調達している模様とのこと。

SK ハイニックスは今年上半期で、中国での売り上げは前年同期比で倍増したといい、中国のスマートフォンメーカーが SK ハイニックスの主力製品の一つである低電力メモリー半導体を大量に調達したとのこと(朝鮮日報 24.9.5 付)。

■米政府が、AI 半導体の国別輸出規制検討との報道

- ○ブルームバーグが匿名ソースとして報じたところでは、米政府は、エヌビディアやAMD 等の米半導体メーカーが製造する AI 向け先端半導体について、各国ごとの販売規制を検 討しているとのこと。
- ○これは、国家安全保障の観点から特定諸国向けの輸出許可に上限を設けるもので、A I データセンターへの需要が高まり、それを賄う潤沢な資金力を持つペルシャ湾岸諸国が焦点だという。

既に、中東・アフリカ・アジア 40 カ国余りへの A I 半導体輸出を制限しているが、中国への流出を懸念して、更にこれに国別条件設定により強化するというもの。

これに、アラブ首長国連邦 (UAE) やサウジアラビアのデータセンター向けAI半導体の輸出許可手続きを円滑にする新たな枠組みに追加される見通しだという。

○ただ、検討は初期段階でなお流動的であり、バイデン大統領在任中に導入されるかどうかは見通せないという(以上、ブルームバーグ24.10.15付)。

AI 関連規制の動向

■「AI システム」の輸出規制検討

○5 月 9 日に、超党派の米議員が AI システムの輸出規制を容易にする法案を発表し、5 月 23 日に下院外交委で圧倒的多数で可決した。

ECRA (輸出管理改革法)を改正して、従来の「新興・基盤技術」に加えて、「AIシステム」について大統領権限による規制を認めるもの。"ENFORCE Act"と称される。

- ○下院外交委のマッコール委員長は可決時の声明で、AI は経済と軍のあらゆる面に浸透し、 我々の繁栄と安全保障の土台となる一方、中国が台湾との戦争に備えて軍備を整えるた めに商用 AI の進歩を利用していると USCC によって報告されているが、敵対国に高度 な半導体の流出を阻止することはできても、AI システムの輸出を規制する明確な法的権 限を欠いていることがこの法案の提出理由だと述べた。
- ○同法案では、「AI (人工知能)」及び「AI システム」の定義がなされているが、「AI システム」の最終的定義は政府側に委ねられている。
- ○現在、「チャットGPT」を開発したオープンAIやアルファベット傘下のグーグル・ディープマインドなどのAI大手が、AIモデルを国外に販売することに規制はない。 今回の法案が成立すれば、国際緊急経済権限法に含まれるオープンソースAIの輸出規制の障害が取り除かれ、商務省にAIシステムを規制する明確な権限が与えられることになるとのこと(ロイター24.5.10 付、同 5.22 付)。
- ○なお、商務省は、基盤技術を自社内にとどめるクローズドソース型AIモデルの輸出規制

を検討しているとの報道もある (ロイター24.5.9 付)。

■ファーウェイが NVIDIA 代替の新型 AI 半導体を開発との報道

- ○米政府は昨年、H100を含む Nvidia の GPU (画像処理半導体)を中国向けに販売することを原則禁止する規則を設けた。 Nvidia はその後、中国向けに調整された3つのチップを発表したものの、演算能力はH100チップに比べて大幅に制限されていた。
- ○他方、ファーウェイは早ければ 10 月にも最新チップ Ascend 910C の出荷を開始することを目指していると報じられている。現行 910B の性能は AI モデルのトレーニングにおいてエヌビディアの A100 を上回ったという。

現在、TikTok の親会社である ByteDance、百度、中国移動などの企業と初期的交渉が 行われているとのこと (WSJ24.8.13 付)。

○また、別途の動きとして、Nvidia の GPU を含む生成 AI に利用される高度なプロセッサーに不可欠なメモリーである HBM (広帯域メモリー)を、韓国サムスン電子から中国企業が大量に買い込んでいると報じられている。中国は 2024 年上半期のサムスンの HBM 収益の約 30%を占めたとのこと。

HBM を製造している主要なメーカーはサムスン、韓国 SK ハイニックス、米マイクロン・テクノロジーの 3 社のみだが、サムソン製が買いやすい由(ロイター24.8.6 付)。

※HBMはチップを積層化することで高性能、省電力を実現したメモリーで、大量のデータを高速で処理する必要があるAIに多く使われる。

■ファーウェイの AI 半導体開発に関連した米政府、議会の動き

○ファーウェイの AI 半導体開発の動きに対しては、米政府、議会ともに神経を尖らせている。

○米政府の動き

- ・10 月 18 日に、台湾の TSMC がファーウェイ向けに AI やスマートフォン用の半導体を 製造していないか米商務省が調査していると報じられた。これに対して TSMC は輸出管 理を含む法令順守にコミットしていると表明した(ロイター24.10.18 付)。
- ・これは、2020年8月に発動されたファーウェイ向けの直接製品規制に関するもの。
- ・上記に関して、TSMC が、ファーウェイのプロセッサに類似したプロセッサの注文を受けたことを米国政府へ報告したと FT などが報じた。商務省報道官は報告を把握しているが、進行中の調査があるかどうかはコメントできないとした。 FT によれば、この状況に詳しい人物は、輸出規制の回避を試みた可能性について、同省と TSMC の間で「話し合い」があったが、TSMC 側の悪意のあるコンプライアンス違反の兆候はなかったという (FT24.10.23 付)。
- ・ロイターによれば、調査会社テックインサイツが、ファーウェイの最先端半導体「アセンド 910B | を分解した結果、このような事実が判明したという(ロイター24.10.22 付)。

・上記の一連の報道では、TSMC が注文を受けたというファーウェイのプロセッサに類似したプロセッサの発注元の会社は明らかにされていない。

○米議会の動き

- ・他方、米下院中国特別委員会は、10月16日に、レモンド商務長官に対して、ファーウェイへの秘密サプライヤーを Entity List に掲載し、その米国製半導体製造装置の購入を阻止するようを要望する書簡を送付した。
- ・書簡の概要は以下の通り。

[Entity List 掲載要望対象の秘密サプライヤー]

- (1)Pengxinxu(鹏新旭)
- (2)SwaySure Technology (昇维旭)

 一元ファーウェイの幹部によって運営。AI 用の先端メモリー半導体を開発。
- (3)Qingdao SiEn (芯恩 -青岛) 他多数

[上記企業の Entity List 掲載要望理由]

2022 年 12 月に、商務省 BIS はファーウェイの秘密の半導体企業である PXW Semiconductor を Entity List に掲載したため、ファーウェイは、上記 3 社を隠れ蓑として使ってきた。これら 3 社は、現時点では Entity List に掲載されていない。

3 社はすべて深セン政府による半導体生産能力の拡大の柱であるとしている。等

■クアルコムやインテルのファーウェイ向け半導体輸出許可の取消

- ○米商務省は、本年 5 月にファーウェイ向けにクアルコムやインテルが半導体を輸出する ライセンスを取り消した。下院外交委のマッコール委員長が、5 月 7 日の「AI システム」 の輸出規制法案可決時の声明で確認した。
- ○ファーウェイへの半導体の米国からの輸出は、2019 年 5 月に Entity List に掲載されたことにより原則不許可となったが、実際には、5 G 向け以外の3 G,4 G 用途であれば商務省の判断で許可を出していたケースもあった。これが米議会の批判を招き、21 年以降取消されてきていた。今年 5 月に、AI 半導体用途懸念が高まったこともあって、更に取消がなされたものと思われる(ファーウェイのノート型パソコン新製品にインテルの最新プロセッサが搭載されたことをめぐり、議会から批判がなされてもいた)。
- ○5月時点で、クアルコムは、ファーウェイとの取引はすでに制限されており、まもなくゼロになると説明していた。ブルームバーグのサプライチェーン分析によると、ファーウェイはクアルコムの顧客上位 10 社には入っておらず、インテルの上位顧客リストにもないとのこと(ブルームバーグ 24.5.8 付)。

■米国のクラウド・コンピューティング・サービスを利用した AI 半導体規制回避の規制検討 動向

○エヌビディアの GPU (画像処理半導体) のような AI 半導体の対中輸出規制の一方で、

中国企業は米国のクラウド・コンピューティング・サービス(アマゾン、マイクロソフト等)を利用することで、規制リストにある高度な機器を購入することなく、強力なコンピューティング能力を得られることが、以前から問題視されてきている。

○米政府は、24年1月28日に、自社のプラットフォーム上でAIアプリケーションを開発している外国顧客を積極的に調査し、報告するよう求める提案を公表し、意見募集を行っている(~4月29日)。

提案は、クラウド企業に海外顧客の名前やIPアドレスを明らかにするよう義務付けるもので、アマゾンやアルファベット傘下グーグルを含む企業は、こうした詳細情報を収集するための予算を立て、いかなる疑わしい活動も報告しなければならなくなる。

この提案が実施された場合、米政府はこれらの要件を利用して、中国企業がAIのトレーニングやホスティングに不可欠なデータセンターやサーバーにアクセスする主要な手段を断つことが可能になる。また、顧客データの収集・保存・分析の責任をクラウドサービスに義務付けることで、金融業界に適用されている厳格な顧客確認(KYC)ルールと同様の負担を課すことになる(ロイター24.1.19 付)。

○他方、ロイターが過去1年間に中国の公開データベースに掲載された50件以上の入札 文書を調査したところ、少なくとも11の組織が制限された米国の技術やクラウドサー ビスへのアクセスを求めていたことが判明。

3月の入札書類によると、深圳大学は詳細不明のプロジェクトで、米エヌビディアチップ「A100」と「H100」(中国への輸出は禁止)を搭載したクラウドサーバーへのアクセスを得るためにAWSのアカウントに20万元(2万7996ドル)を投じた。このサービスは仲介業者である成都運達科技を介して提供された。この2つのチップは米オープンAIの「チャットGPT」のような大規模言語モデル(LLM)に使用されるもの。

米マイクロソフトのクラウドサービスへのアクセスを求める事業体もある。四川大学は4月の入札文書で、生成AIプラットフォームを構築しており、このプロジェクトの達成に向けマイクロソフトの「アジュール・オープンAI」のトークンを4000万個購入すると述べた(24.8.23付ロイター)。

○なお、このクラウドサービスについては、米下院が9月に可決した「リモートアクセスセキュリティ法案」によっても規制対象になり得ると思われる(法案については後述)。

対中投資規制動向

■対中投資規制に関する大統領令の下位最終規則が間もなく公表・導入見込み

○米行政管理予算局が掲示したところによると、AI など中国の主要ハイテク分野に対する 米国からの投資を規制する案が最終検討段階にあり、数週間以内に公表、導入される見込 みの模様。ロイターによれば、11 月初めの大統領選より前の公表を目指しているとの見方を紹介している(ロイター24.10.22 付)。

検討中の最終規則は、中国の一定のハイテク分野への投資を禁止又は報告を義務付けるもので、昨2023年年8月にバイデン大統領が署名した大統領令に基づくもの。

○米財務省は、本年6月に規制の例外を追加するなどの規則案 (NPRM) を公開し、パブコメを募集していた。それによると、対象となるのは、①半導体・マイクロエレクトロニクス、②量子情報技術、③特定の AI システムの各ハイテク分野における対中投資。それぞれに投資禁止対象と届出対象が含まれている(量子情報技術は禁止のみ)。

■対中投資規制に関する大統領令(23年8月)の概要、議会動向

- ○下記資料の p10 以下の「対中投資規制の検討動向」を参照。 https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20230724.pdf
- ○昨年8月の大統領令とともに、規則案策定のための公告(ANPRM)についてパブコメを募集し、本年6月に規則制定のための公告(NPRM)についてパブコメを募集していた。
- ○大統領令は、「懸念国」の個人・組織・政府に対する投資を規制するものだが、実際に指 定されたのは、現時点では中国のみ。

ロシア制裁関連取引に係る金融面での規制の一層の強化

■非米国金融機関に対するロシア制裁関連取引に関する制裁の大きな影響

○2023 年 12 月に施行された、非米国金融機関に対するロシア制裁関連取引に関する制裁 大統領令に基づく制裁は、中国、トルコ、オーストリア等の金融機関の対露関連取引に大 きな影響を及ぼした。イエレン財務長官は、訪中時の 4 月 8 日に中国の金融機関に対し 二次制裁の可能性について直接警告を発した。

今年4月時点でも既にロシアとの関連取引が制約を受けたことが報じられた(トルコ・中国系銀行のロシアの銀行との取引制限、中国の銀行がロシア企業からの支払いについて精査厳格化、中国経由のロシア石油決済が最大6ヶ月遅延等)。

◎最近の米国の輸出管理と経済安保関連の規制動向−2023 年 12 月以降の動向(2024.4.15) p 2 以下参照。

https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240415.pdf

○この金融制裁の影響に関しては、5月に公表された中露共同のシンクタンク報告で、<u>2024</u> 年3月末までで、中露間の80%の支払決済業務が停止し、中露貿易・協力往来に深刻な 影響を及ぼしているため、新たな支払決済の新たなチャンネルを迅速に構築し、金融機関 に対する二次制裁の脅威に対処することが当面の急務であるとしている。

これは、24年5月11日、中国人民大学重陽金融研究院とロシア・サンクトペテルブル

ク立法議会投資特別委員会が主催する「中露投資フォーラム」において紹介されたものである。報告書のうち、米国の二次制裁の影響に関する紹介部分を抜粋する(人大重陽網2024年5月12日付))。

(中露間の貿易が急増しているの比して、相互の投資は極く限られていることを紹介 の後)

「現在、中露二国間投資の発展が直面している<u>最大の課題</u>は、二次制裁の脅威が中国資本の企業、金融機関とロシア企業間の取引を妨げており、これによって多数の中小企業が正常な代金回収ができず、企業が直接的に事業を縮小する、またはロシア市場から撤退するなどを迫られていることである。第二に、地政学上の対立が長期化していることで、中国企業のロシア市場に対する信頼を失っていることである。第三に、ロシアの投資・ビジネス環境が理想的ではないため、中国企業のロシアへの投資意欲が低下していることである。第四に、文化の違いもまた、両国間の投資協力に一定の制限をもたらしている。

「現在の中露間投資の苦境を解決するには、できる限り速く新たな支払決済ルートを構築し、金融機関に対する二次制裁の脅威を解消することが当面の急務であり、なぜならばこの問題は投資だけでなく貿易も制限しているからである。報告書では、実際に2方面における提案を提示している。第一は、新たな金融機構を設立し、CIPSとSPFSを利用し、EUや米国による不必要な干渉を排除することで、西側の制裁を回避することである。しかし、新たな金融機関の設立には時間がかかるため、中長期的観点から考えなければならない。第二は、短期的に、比較的小規模な地域銀行とロシアとの協力を推進することである。そのような銀行はすでに設立されていて、西側諸国と取引を行っていない銀行でなければならない。」

- ○なお、米国による「二次制裁」の中露間の貿易への影響については、CISTEC ジャーナル 本年9月号の以下の記事を参照。
 - ◎米国による「二次制裁」で低迷するロシアの対中貿易(土田陽介氏。CJ24 年 9 月号) https://www.cistec.or.jp/journal/data/2409/03_tokusyuu01.pdf

■ロシアの人民元不足の深刻化との報道

○ブルームバーグの 7 月初め時点の報道

今年 7 月初め時点で、ブルームバーグは、ロシアは西側の金融システムから締め出され、それを補おうと中国人民元の利用を急速に進めてきたが、それも限界に達している可能性があるとして、米国の二次制裁へのおそれが二国間の貿易や決済を阻害し、ロシアでの人民元不足や中国の銀行間にロシアへの流動性提供を渋る動きがあることを市場は示唆しているとして、以下のように報じている(ブルームバーグ 24.7.9 付)。

・ロシアの対中貿易額は2年間で60%余り増えて2023年には2400億ドル(約38兆6500

億円)に達し、ドイツやオーストラリア、ベトナムを追い抜いた。・・・結果として、中国はロシアの主要貿易相手国となり、ロシアの輸出入決済の約 40%、ロシアの外国為替市場における取引の半分以上を今や人民元が占めるようになった。ウクライナ侵攻開始前の 2022 年初め時点でロシアの人民元利用がほぼゼロだった・・・

- ・中国の貿易に占める人民元建て決済の割合は今年 1-3 月まで上昇を続け、2021 年以降 の増加分の 29%をロシアが占めている。
- ・ただ、今年1-5月の中ロ貿易は前年比わずか3%増で、前年の42.5%増から大きく減速した。・・・友好国の通貨で行われたロシアの貿易の割合も前年比で増えてはいない。
- ・BE (ブルームバーグ・エコノミクス)のイサコフ氏は「ロシアの人民元利用は23年にピークを付けた可能性がある」として、二次制裁の恐れから中国大手金融機関の一部がロシアとの取引を手控えていること、第三国が依然として人民元での支払い受け入れに消極的なことを挙げた。
- ○ロイターの9月下旬時点の報道―モスクワ取引所に対する制裁

ロイターは、米国財務省 OFAC が 6 月にモスクワ取引所と傘下の精算機関に科した制裁に関連し、金融機関に発行した特定取引解消のための一時的ライセンスが 10 月 12 日に失効することに伴い、ロシアでの人民元の流動性不足が加速し、人民元取引が一段と難しくなりかねないとして、次のように報じている(ロイター24.9.27 付)

- ・ライセンスが失効すると中国の銀行のロシア子会社を含む全ての金融機関の為替手続き が停止され、モスクワ取引所における外為取引ポジションが閉じられる。「従って人民元 の流動性供給を巡る状況は一段と困難になるだろう」という。
- ・西側の制裁とロシアの「脱ドル化」政策が相まって、ロシアでは人民元が最も取引量の多い外貨となっているが、中国の銀行は「二次制裁」のリスクを警戒する一方で、ロシア中央銀行は為替スワップを通じた人民元の供給継続に消極的で、輸入業者からは中ロ間の決済問題が深刻化しかねないと危惧する声も聞かれる。

■ロシアが暗号資産による国際決済に向けて法律施行

○ロシアは、2022年に国際銀行間通信協会(SWIFT)システムから排除され、また、上述のように、米政府はロシアとの取引がある外国の金融機関を制裁対象としていることによって国際決済の上で大きな支障が生じているが、これを受けロシアは、ビットコインなどの暗号資産を国際決済に用いるためのテストを開始しようとしている旨、報じられている。

9月1日に暗号資産取引所とデジタルトークン決済の試験を開始する予定で、取引所プラットフォームでの決済時に、同国の国家決済カードシステムを用いて、ルーブルとビットコインなどの暗号資産を交換するという。

また、来年、米ドルへの依存を減らすための戦略の一環として、モスクワとサンクトペテルブルクで2つの主要な暗号資産取引所に許可を与える可能性があるとのこと。

○ロシアの中央銀行は、2022 年に全ての暗号資産を対象に国内での使用とマイニング(採掘)の全面禁止を提案したが、ロシア議会は7月に、マイニングを合法化し、中央銀行の監督の下で国境を越えた支払いに使用されるデジタルトークンのテストを可能にするための法案を可決した。プーチン大統領は、8月8日にその法案に署名している(以上、ブルームバーグ 24.8.26 日付=Forbes 同 8.28 付)。

土田陽介氏によれば、可決された法案は2つあり、一つは9月1日に発効し、中銀の許可の下で、特定の企業によるデジタル通貨での国際決済や為替取引が正式に容認されることになる。また11月1日に発効の法案では、中銀及び複数の機関による監視の下で、暗号資産のマイニングが合法化されることになる。暗号資産の取引は米国であっても規制できないため、暗号資産での決済は(取引規模の制約やサイバー攻撃のリスクはあるものの)今後も拡大していく可能性が高いとみられるとのこと (CISTEC ジャーナル24年9月号所収「米国による『二次制裁』で低迷するロシアの対中貿易」)。

○ロイターの 7 月下旬の報道によれば、インターネットやデジタル技術を使った電子商取引や情報交換を行う基盤「デジタルプラットフォーム」を手がける中国企業QIFA (2013年設立の中国の新興企業)は、「テザー」(価格が1テザー=1ドルになるように設計された暗号資産)を使った貿易決済を促進しており、デジタル資産や暗号資産を用いれば1日で貿易決済が可能なため、円滑な決済を図る活路として注目が高まっているという。同社は、ロシア向け中国消費財の輸出に注力していたが、今年は輸入も始め、モスクワ証券取引所に近く株式を上場する見通しだとのこと(ロイター24.7.25 付)

ロシアの迂回調達ネットワークに対する対抗措置

- ■ロシア・ベラルーシの軍事産業、諜報機関の調達ネットワーク関与企業等に対する直接製品規制の適用可能化(脚注 3 付 Entity List 掲載者の定義の拡大)(24.8.27 施行)
- ○従来、脚注 3 付 Entity List 掲載者向け直接製品規制の対象は、ロシア・ベラルーシ「軍事エンドユーザー」に限定されていたが、2024 年 8 月 27 日付で、その「防衛産業又は諜報機関のための調達ネットワークへの EAR 対象品目の供給又は拡散への関与の著しいリスクをもたらすロシア又はベラルーシ調達団体」も追加されることになった。
- ○本改正により、米国は、ロシアやベラルーシの防衛産業や諜報サービスへの供給には直接 関与していないが、最終的に軍事生産や「諜報機関による使用」を支援する品目を入手す る調達企業・団体・個人を指定することが出来るようになる(脚注3付 Entity List 掲載)。 例えば、米国ブランド(米国外原産品目を含む)の電子部品を、ロシアの防衛産業又は諜 報機関に供給した実績を持つロシアの商社に送付する第三国の企業・団体・個人は、脚注

報機関に供給した実績を持つロシアの商社に送付する第三国の企業・団体・個人は、脚注3付 Entity List 掲載者に指定される可能性がある。

○実際、迂回調達等関与の理由で 8 月 23 日に Entity List 新規掲載された計 123 企業 (ロシ

ア(63)、中国(42)、イラン(11)、トルコ(8)、カナダ(1)、クリミア地域(1)、キプロス(1)、カザフスタン(1)、キルギス(1)、ウクライナ(1)、UAE(1))のうち、計 98 企業等を直接製品規制の対象先とした(脚注 3 付 EL 掲載者に)。

■G7 による「ロシアの輸出管理規制・制裁回避防止のための産業界向けガイダンス」発行○

従来から、米国を中心としてロシアの輸出管理規制・制裁回避防止のためのガイダンスが発行されてきたが、9月24日に、米商務省はG7が共同で従来よりも厳格化した「ロシアの輸出管理規制・制裁回避防止のための産業界向けガイダンス」を発行した。

https://www.bis.gov/media/documents/g7-updated-guidance-industry-preventing-russian-export-control-and-sanction

- ○本ガイダンスは、4つの項目から構成されており、概要は以下の通り。
 - ◎優先度の高い共通品目リスト:その内容に変更は無い。
 - ◎レッドフラッグ:

以下のいずれも単独でレッドフラッグとしている点等で著しく厳格化。

(ただし、従来同様、「単一のレッドフラッグだけで不正又は疑わしい活動を示すものではない| 旨も明記されている。)

- ・顧客が「優先度の高い共通品目」の供給、販売、購入、又は引渡しに関与している場合(ロシア以外の国向けも含む)。
- ・顧客がロシア企業と取引をしている場合。
- ・顧客がロシアに支店、子会社、又は親会社がある場合。
- ◎レッドフラッグのいずれかに遭遇した場合に推奨されるベスト・プラクティス:以下のいずれも推奨されている点等で著しく厳格化。
- ・適用される公的懸念リスト・制裁リストの照合の際に名称及び住所の双方を当該リストと個別に照合すること。
- ・関連性がある場合は、将来の迂回リスクが高い企業を特定する非営利団体が収集した情報と取引当事者を照合すること。
- ・ロシアやベラルーシの企業・団体・個人や第三国の制裁対象者に品目を移転しない 旨の誓約書への署名を顧客に求めること。
- ・販売業者(ディストリビューター)がより高度なデュー・ディリジェンス(精査)を実施することを義務付けるよう販売業者との契約を更新すること
- ◎G7 各国(EU を含む)の関連ガイダンス・懸念リストへのリンク

○EU の発表

https://finance.ec.europa.eu/publications/preventing-russian-export-control-and-sanctions-evasion-updated-guidance-industry_en

○優先度の高い共通品目リスト (Common High Priority Items) 及び上記の新たな産業界向 けガイダンスについては、以下の経産省サイト参照。 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

- ○参考:EU のロシア向け迂回輸出防止のための規制
 - ①「優先度の高い共通品目」(23 年のロシア制裁規則 Annex XL) の輸出先とのロシアへの再輸出禁止契約締結の輸出者に対する義務づけ
 - ②知的財産権・トレードシークレットの供与・利用許可の場合の第三国の相手方へのロシ ア向け「優先度の高い共通品目」の製造等への利用の禁止義務契約締結の義務付け
 - ③ 「優先度の高い共通品目」の輸出者(EU 域外の子会社を含む)のデューデリジェンス (精査)義務

米国議会での中国対抗等の法案審議動向

■米議会での全般的審議動向一本年9月に下院本会議で25件の法案を可決

- ○米議会では、上下院の各委員会及び超党派の USCC (米中経済・安全保障委員会) 提言、下院の中国特別委員会の提言等、様々な場で、中国への対抗のため法案が審議され、あるいは提言されてきている。
- ○包括的対抗法案としては、2021 戦略的競争法案、米国イノベーション・競争法案、米国 競争法案、対中競争法案 2.0 等のオムニバス法案も含む法案が上下院で審議されてきてい る。その一部が国防権限法、CHIPS 科学法、知財保護法等の形で成立したものもあれば、 大統領令で措置されることになったものもある(対中投資規制等)。
- ○今年9月に下院において、25本もの法案が可決されたが、それらは、2023年時点で提出 されていたものが少なくない。

2023 年 5 月に下院シューマー院内総務が超党派での「対中競争法案 2.0」の策定を指示したが、その問題意識に即した多くの法案が提出・審議されてきた。

- ◎米国等の対外投資規制及び対中包括的対抗法案に関する諸動向について(2023.6.27) https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20230627.pdf
- ○下院で可決した法案は、超党派で圧倒的多数 (満場一致を含む) で可決したものもあれば、 賛否が分かれたものもある。超党派の多数の支持が得られた法案は、今後、単独法案とし て上院で審議・可決するか、翌年度に向け必ず成立させる必要がある「国防権限法 (授権 法)」の中に含める形で成立させる等の可能性が考えられる。
- ○以下、9月に下院で可決した法案のうち、輸出管理に関係する法案や、安保上インパクトが大きいと思われる主な法案を紹介する。

■輸出管理に関係する法案

(1) 制裁・懸念リスト調和法案

- ○下院外交委員会で可決(2023.12.13)の法案が、修正なく可決された。
- ○これは、制裁リスト、懸念リストが多くある中で、それらの効果を共通化させる(相互 乗り入れさせる)という兼ねてからの米議会の問題意識を踏まえた法案である。

例えば、輸出規制の禁輸対象の Entity List 掲載企業を、制裁のための SDN リストの載せることを検討せよ、載せない場合はその理由を明らかにせよ、というものであり、掲載に向けての政府への圧力となる。

- ○概要は、以下の通り。
 - ・OFAC 所管リスト(SDN リスト、中国軍産複合企業リスト)、国防総省所管リスト (中国軍に所有又は支配されている中国企業リスト)、BIS 所管リスト(EL、UVL、 軍事エンドユーザーリスト)のいずれかに新規掲載の場合は、当該所管省庁は、他 のリストの所管省庁に報告しなければならない。
 - ・報告を受けた各省庁は、自省庁の所管リストに掲載する必要がないかどうかをレビューし、その結果を Federal Register で公表しなければならない。
 - ・自省庁の所管リストに掲載する必要がないと判断した場合は、議会の関連委員会 にその理由と共に報告しなければならない。
 - ・さらに、1 年後に自省庁の所管リストに掲載する必要がないかどうか再レビュー しなければならない。

(2)輸出管理執行・強化法案

- ○ECRA (輸出管理改革法)を改正し、Entity List 掲載者を追加、削除、修正するプロセスを合理化、迅速化するもの。
- ○本法案は、国務省、国防総省、エネルギー省等の様々な連邦政府機関に Entity List の 追加、削除、修正を提案する権限を与え、エンドユーザー検討委員会は 30 日以内にそ のような提案について投票することを義務付けている。

(3) リモートアクセスセキュリティ法案

- ○ECRA(輸出管理改革法)を改正し、リモートアクセスにつき、以下の定義を規定し、現在の規制対象の輸出、再輸出、国内移転に加え、新たにリモートアクセスも規制対象とするもの、
 - ・「リモートアクセス」とは、外国企業・団体・個人が、EAR 規制品目リスト(CCL) に対し、インターネット、クラウドコンピューティングサービス等を含むネットワーク接続を通じて、同品目が物理的に所在する場所以外の場所から、同品目の機能を利用するためにアクセスすることであって、かつ、その機能の利用が、米国の国家安全保障又は外交政策に深刻なリスクをもたらす可能性がある場合(その例は

以下の(A)~(C))

- \cdot (A)以下の(i)~(iii)のいずれかを可能にする人工知能(AI)モデルの訓練。
 - (i)化学兵器、生物兵器、放射線兵器、核兵器、その他の大量破壊兵器の設計、合成、入手又は使用に対する専門家又は非専門家の参入障壁の大幅な引き下げ。
 - (ii)サイバー攻撃の広汎な潜在的標的に対する自動化された脆弱性の発見と利用 を通じて、攻撃的なサイバー作戦の可能化、若しくは
 - (iii) 欺瞞又は難読化の手段を通じた、自動化されたシステムの人的制御又は監視 の回避の可能化。
- ・(B) 攻撃的なサイバー作戦又はその他の国家安全保障上のリスクを可能にする可能性のある量子コンピュータへのアクセス。
- ・(C) ハッキングツールへのアクセス。
- ○現在、EAR 上、外国企業・団体・個人がソフトウェアにリモートアクセスしてその機能を利用すること(SaaS)は規制されていないが、上記法案が成立すると、これらも規制されることになる。
- ○前述の、米国のクラウド・コンピューティング・サービスを利用した AI 半導体規制回 避の規制のための議会側の動きの一つと考えられる。

(4)経済スパイ防止法案

- ○大統領は、以下の(1)~(3)のいずれかに関与した外国敵対国(*)の企業・団体・個人に制裁(米国内資産凍結=SDN リスト掲載、行政罰、刑事罰、米国内入国禁止処分)を課すことが出来る。
 - (*)中国、ロシア、イラン、北朝鮮、キューバ、ベネズエラのマドゥロ政権
 - (1) 米国企業・団体・個人が所有する企業秘密(トレードシークレット)又は機密情報に 関する経済又は産業スパイ行為
 - (2) 外国敵対国の軍、諜報機関、又はその他の国家安全保障機関に対する実質的な支援 又はサービスの提供。
 - (3) 米国輸出管理法令違反。
- ○現行の米国の経済スパイ法では、ペナルティは懲役、罰金となっている。 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/eigyo_himitsu/pdf/003_s01_00.pdf
- ○これを、「外国敵対国」の組織、個人によるものは、資産凍結等の制裁対象にもすることができるとするもの。
- ○また、輸出管理法違反を Entity List だけでなく、SDN リスト掲載も可能とするもの。

■台湾紛争抑止法案

○中国との関係で、最もインパクトがある法案の一つとして、台湾紛争抑止法案がある。

中国の台湾侵攻等の有事の際の米国の対応については、武器や武器技術供与とともに、如何に外交的・経済的手段によって抑止するかが議論の焦点となり、繰り返し法案が提出され、超党派の USCC 提言でもドラスティックな提言がなされてきた。

- ○9 月に下院で圧倒的多数で可決された「台湾紛争抑止法案」は、2023 年 2 月に下院金融サービス委員会が可決していたもので、台湾侵攻等の場合に、中国共産党幹部とその直系家族が世界の銀行で保有する金融資産(いわゆる「隠し資産」)を公開し、資産凍結や金融サービス提供禁止を行うというもの。台湾侵攻等に対する強力な抑止力とすることを企図している。
- ○これまで、22 年9月に上院外交委員会で可決された「台湾政策法案」でも同様の規定が 盛り込まれていたが、議会、政府内に慎重論もあり、その修正版の「台湾強化回復法」(国 防授権法 2023 の中に含められ成立)には盛り込まれなかった。今回可決された法案でそ れが復活したことになる。上院との調整、国防権限法 2025 等への盛り込みが焦点となっ てくる。
- ○同法案の内容の概要は、次の通り。

【台湾有事の場合の中国共産党幹部の保有資産の議会への報告】

中国の台湾有事の場合に、大統領に以下について議会に報告義務。

- ① 下記の中国共産党幹部が直接・間接に保有する金融資産全体(非米国銀行におけるものも含む)
- ② その金融機関の口座、提供金融サービス

<対象>

- (1) 中国共産党政治局常務委員
- (2) 中国共產党政治局(上記以外)
- (3) 中国共産党中央委員会のメンバー(上記以外)で、台湾に直接的又は間接的に影響を与える公務を行う者。

【報告対象共産党幹部及び直系家族に対する米国金融機関による金融サービスの禁止】

財務長官は、米国金融機関(その所有・支配する者を含む)に対し、下記の者との重要な取引への関与を禁止することができる。

- (1)上記で規定する報告書対象中国共産党幹部。
- (2)その直系家族(報告書に記載された資金から利益を得ている場合)

■その他中国関連の主な法案

(1) バイオセキュリティ法案

○下院監視・政府改革委員会が策定したもの。下院では3分の2以上の多数で可決。 遺伝子配列決定とバイオ医薬品の先進企業5社を指定し、中国の軍民融合戦略の一環 で、これらの企業と協力すると、米国の機密医療データが中国政府の手に渡る可能性が 高いとの問題意識による。

- ○米国連邦政府機関の長に対し、
 - (1)懸念バイオテクノロジー企業(*)が製造又は提供するバイオテクノロジー機器又はサービスを調達・取得すること、及び
 - (2) 「懸念バイオテクノロジー企業(*)が製造又は提供しているバイオテクノロジー機器又はサービスを利用している企業・団体」との契約締結、契約の延長・更新等を禁止。
 - (*)懸念バイオテクノロジー企業の定義:
 - BGI (華大基因)、MGI (華大智造)、Complete Genomics、ウーシー・アプテック (無 錫薬明康徳新薬開発)、ウーシー・バイオロジクス (薬明生物技術)、又は米国政府が 指定した企業・団体。
- ○なお、上院の国土安全保障・政府問題委員会も、24年3月6日に、中国の華大基因(BGI) グループや無錫薬明康徳新薬開発といったバイオテクノロジー企業との取引を制限す る法案を可決している(ロイター24.3.7 付)。
- ○中国のバイオ技術は高度化しつつあり、規模の拡大により提供価格は低下しており、米国の製薬会社は、スタートアップ、大手を問わず、中国企業に頼ることが多くなっているという。顧客企業の製薬研究を代行し、医薬品製造に使う化合物を供給したり、遺伝子情報を解析するシーケンサーを安価に病院に納入するなど、コスト面でも優れているとのこと。中国バイオ企業としても、売上高の半分を占める米国の顧客が占める例もあるという(日経ビジネス 2024.5.7 付、中央日報 24.6.5 付他)

(2) 香港経済貿易機関 (HKETO) 認証法案

- ○大統領に対し、国際機関免責法に定める特権の下での香港経済貿易機関(HKETO。代表部)の米国での活動継続を認めるかどうかを定期的(少なくとも年 1 回)に判断することを義務付け。大統領が、HKETO はもはや特権を受けるに値しないと議会に証明した場合、HKETO は 180 日以内に活動を停止しなければならない。
- ○また、大統領はいつでもこの特権を取り消すことができ、連邦機関は、本法案に基づいて運営を許可された場合に限り、HKETOと提携することができる。
- ○米国には HKETO は 3 カ所あり、香港の李家超行政長官は、そのような法整備を行う こと自体に反発し、対抗措置をとるとしている(ブルームバーグ 24.9.17 付)

(3) 中国ドローンに対抗する法案

- ○連邦通信委員会 (FCC) が米国の国家安全保障に許容できないリスクをもたらすと判断 した通信機器又はサービスのリストに、以下のものを含めることを義務付けるもの。
 - ・中国 DJI 社(大疆創新科技有限公司)やその子会社等が製造した通信機器又はビデオ 監視機器。

・上記機器を使用する、通信サービス又はビデオ監視サービス(ソフトウェアを含む)。

(4) 米国における中国の電気自動車の普及防止法案

- ○インフレ抑制法の税額控除の適格要件を修正・強化するもの。
- ○具体的には、懸念外国企業・団体(※)によって抽出、加工、リサイクル、製造、組み立てられた部品や材料を含むバッテリーを搭載した車両、又はそのような外国企業・団体との契約に基づいて設計、製造、生産された車両の税額控除を禁止。
 - ※ 中国、ロシア、イラン、北朝鮮の政府が役員の選任権を有する場合又はそれらの懸 念国の政府・企業・団体が資本又は利益の25%以上を保有している場合

以上